

茨城県過疎地域自立促進交付金の概要

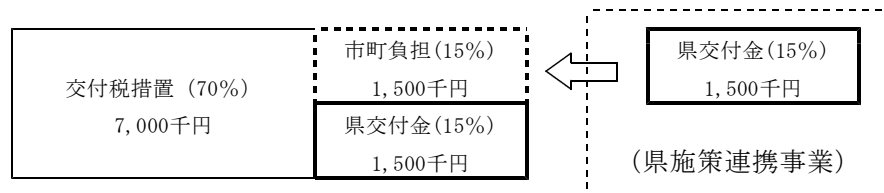
1 事業の目的

茨城県過疎地域自立促進方針のもと、過疎市町が過疎地域自立促進計画に基づき実施する過疎対策事業に対し支援を行うことにより、過疎地域の自立促進を図る。

2 事業の内容

- (1) 対象団体 過疎5市町（常陸太田市，常陸大宮市，城里町，大子町，利根町）
※利根町は平成29年4月1日追加。
- (2) 実施期間 8年間（平成25～32年度）
※利根町は4年間（平成29～32年度）
- (3) 予算額 33,000千円／年
- (4) 対象事業 過疎対策事業債を活用して実施する事業
※道路，漁港・港湾，下水道を除く
- (5) 交付額 起債額の15/100を限度とする額
※県施策連携事業については15/100を限度とする額を上乗せ

<事業イメージ（事業費（起債額：10,000千円））>



- (6) 限度額 利根町を除く対象団体の9地域については，1地域あたり8年間の交付対象事業費（起債額）を16,000万円に設定（市町単位で合算も可）。利根町については，4年間の交付対象事業費（起債額）を8,000万円に設定。
※県施策連携事業については，交付限度額の対象外
- (7) 県施策連携事業 茨城県過疎地域自立促進計画に掲げる事業又はその関連事業で，複数市町村に事業効果が波及するなどの広域的な事業

3 県内の過疎地域（5市町10地域）

- ①常陸太田市のうち旧金砂郷町，旧里美村，旧水府村の区域
（＝旧常陸太田市の区域を除く）
- ②常陸大宮市のうち旧御前山村，旧山方町，旧美和村，旧緒川村の区域
（＝旧大宮町の区域を除く）
- ③城里町のうち旧七会村の区域
（＝旧常北町，旧桂村の区域を除く）
- ④大子町
- ⑤利根町

